

氏 名	よね だ たけ し 米 田 健 志
学位の種類	博 士 (文 学)
学位記番号	文 博 第 232 号
学位授与の日付	平 成 14 年 11 月 25 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 歴 史 文 化 学 専 攻
学位論文題目	漢代官僚機構の研究

論文調査委員	(主 査) 教 授 夫 馬 進	教 授 杉 山 正 明	助教授 中 砂 明 徳
--------	--------------------	-------------	-------------

論 文 内 容 の 要 旨

秦の始皇帝による中国統一から清末にいたる2千年以上の期間、中国においては一貫して、高度に発達した官僚機構による統治が行われてきた。本論文が対象とするのは、その基礎が築かれた時代である漢代の官僚機構である。序章に続いて本論4章と付章とから構成される。

まず「序章一問題の所在」では、これまでの研究史の整理がなされる。これは本論文の付章「日本の漢代官僚制研究」に基づくものであって、漢代官僚機構研究の現段階における課題が示される。すなわち第1に、従来の研究では地方官制への論及が多いのに対して、中央政府の各官職に関してはなお未解明の部分が多いこと、第2に、各々の官職に関する史料の収集・整理といった基礎的作業については、すでに十分な成果が存在するが、今後はこうした基礎の上に立って、官僚機構が具体的にどのように運営されたのかを明らかにせねばならないこと、第3に、中央政府における文書行政の問題が残っていること、以上である。二十世紀における簡牘資料の出土によって、辺境の軍事基地における文書行政の実態が解明されてきており、中央政府における文書行政の運営状況を理解するためには、そうした簡牘研究の成果を応用する必要がある、とする。以下の本論は、こうした視点に立って、漢代の中央政府のうち特に重要な官職と文書行政とに関して考察する、と本論文の目的を述べる。

第1章「御史大夫」では、前漢の中央政府の官僚いわゆる三公九卿のうち、丞相と並んで官僚機構の頂点にあった御史大夫を取りあげる。これについてはつとに大庭脩による研究があるが、本章ではまずはじめに、氏によって提唱された御史大夫が皇帝の詔勅を起草したとの説が誤りであることを論証する。ついで、御史大夫の職掌を明らかにする際の根本史料となる、居延出土の簡牘資料「元康五年詔書冊」において、従来、未解説であった1条を新たに解釈し直し、ここから御史大夫の職掌は、皇帝の政務執行において参照されるべき律令・故事などの原本を保管し、必要に応じて皇帝に提出することである、と結論する。

第2章「官僚と官印」では、官僚の権限の象徴として授与され、文書行政において重要な役割を果たしていた官印を考察の対象とする。従来の官印に関する研究では美術史的な、もしくは印文に残された地名・官名の考証といった立場が主流であったのに対して、本章では、当時の官僚機構において官印が、どのように授受・使用されたかという観点から分析を行う。はじめに典籍史料を用いて、官僚の人事異動と官印をめぐる次のような諸側面を明らかにする。官僚の任命儀礼は官印の授与という行為を中心になされ、その際には任命される官職の上下によって儀礼を掌る官にも高下があること、官僚は勤務中は常に官印を身に佩びていたこと、官僚は免官等に際しては、自ら京師に赴いて官印を皇帝に返還すること、他の官職へ異動する場合にも官僚は一旦京師に徴召され任を解かれた後、次の官職への任命がなされ任地へと赴くこと、従来、官印は官職任命の度ごとに新たに作製し直されたとする通説は誤りであり、後任者に授与される官印は前任者が所持していたものを引き継ぐこと、などである。ついで辺境出土の簡牘資料を用いて、文書行政における諸手続、すなわち文書の作成・封印・発信・受領・開封などの過程において官印がどのように使用されたかを考証する。その結果、これら一連の手続は官府の下

僚である書記官によってなされるが、これに対して、官府の長は封印に自らが所持する官印を用いることで、その文書に対する責任の所在を明確にしたことを明らかにする。

第3章「大谷大学図書館禿庵文庫所蔵の中国古封泥」は、論者の以前の勤務先である大谷大学の禿庵文庫に所蔵されている封泥のコレクションについて、調査した際の報告である。秦漢時代当時の官印の用法として特徴的なこととして、後世の紙文書とは異なり、簡牘文書の封印に際しては封泥とよばれる粘土塊を用いる点がある。このコレクションの封泥は、そこに記された地名により、現在の山東省地方で出土したものであろう、と推定する。

第4章「光禄勳—特に大夫を中心として—」では、中央政府の官職の一つであり、従来は単に宮殿警護を掌るとのみ理解されてきた光禄勳を取りあげる。漢代の官僚の多くが、その勅任官（後世の品官にあたる）としての履歴を宮殿警護を掌る郎吏として始めていることは、すでに嚴耕望・増淵龍夫らによって指摘されている。しかし、両氏は郎吏の重要性は指摘するが、その郎吏が所属していた光禄勳が、当時の官僚機構においてどのような役割を果たしていたかについては等閑視しており、光禄勳についての検討がなされねばならないとする。ただし、光禄勳について考察するにあたっては、郎吏と同じく光禄勳の属官であった大夫についての知見を必要とする。そこで本章ではまず大夫の制度を考察し、これが皇帝の政治顧問としての職掌を有するとともに、官僚予備員としての性格を有していたことを明らかにし、あわせて、その官秩・設置の沿革、その除任の方法を考証し、さらに両漢4百年間におけるその変遷を跡づけ、前漢から後漢にいたる間にその機能が低下していったと結論する。ついで、郎吏に関する先行研究および前節で得られた大夫についての知見に基づいて、光禄勳自体の機能を考察する。その結果、光禄勳は漢代の官僚機構においては、官僚供給源としての機能を有しており、前漢初期の郎中令という名称から光禄勳への改称は、こうした官僚供給源としての機能と、宮殿警護を担当するという職掌との双方を具体的に表現するためのものである。官僚供給源である光禄勳の配下には、官僚の各官秩（官品）に応じて官僚予備員が置かれており、これによって官僚機構の各部署に欠員が生じた際には、速やかに補充の人材を供給することが出来たのである。そして、こうした漢代における大夫・郎吏などの官僚予備員としての機能は、後世とくに唐代以降の文散官—官僚の位階のみを示す官で、その名称はいずれも某々大夫・某々郎という—へと継承されてゆく、と結論づける。

付章「日本における漢代官僚制研究」は、過去の我が国における漢代官僚制に関する研究動向を整理した文章であり、本論と密接な内容である故に、付章として収録している。

論文審査の結果の要旨

中国秦漢時代の官僚制度は、以後2千年以上にわたる皇帝による支配制度の原点に位置する。このため、これをめぐる諸問題については、日本国内のみならず中国を中心とした諸外国においても、すでに巨大な研究蓄積があると言ってよい。主な研究テーマにしぼっただけでも、国家財政と帝室財政との区分、皇帝による官僚および人民支配の性格と構造、人事制度と察举制度、中央・地方の行政制度と監察制度など、実に様々なテーマをもとに研究が進められてきた。それらのうち一部は、すでに清朝考証学者たちが始めていたものである。さらに1901年にスウェン・ヘディンによって楼蘭で木簡が発見されてから、陸続と続く秦漢簡牘の出土によって、従来の典籍資料に加えて約2千年前に実際に文書として使われていた出土資料を用いることが可能となり、研究は緻密さを深めるとともにテーマにおいてもさらに広がりを見せることになった。中国史研究全体から見ても、秦漢時代官僚制度の研究はここ半世紀のなかで最も進展した分野の一つと言ってよい。近年ではコンピューターを用いた膨大な資料群の文字検索が可能となり、一層の研究の深まりを見せている。この研究分野において斬新なテーマを立てること、大きなオリジナリティを打ち出すことはなかなか容易なことではない。このため若手の研究者は功を急ぐあまり、いたずらに新出土文物に目をうばわれる傾向にある。こうした現状にあって、論者はあくまで従来から使われてきた典籍資料を中心にすえ、漢代中央政府の官僚機構を解明するという困難な仕事に地道に打ち込んでいる。その結果、得られた新知見のいくつかをまとめたのが、本論である。以下、各章に即してこれらの新知見を見ていくことにしたい。

第1章「御史大夫」では、丞相すなわち宰相と並んで官僚機構の頂点にあった御史大夫の職掌について考察する。これまで御史大夫の職掌としては、皇帝に代わって詔勅を起草することが中心であったとの説が有力であった。論者は『史記』に見える一条を分析しつつ、また「元康五年詔書冊」と呼ばれる居延出土の簡牘に新解釈を施すことによって、御史大夫の職

掌は詔勅の起草にはなく、皇帝の政務執行において参照されるべき律令・故事などの原本を保管し、必要に応じて皇帝に提出することが中心であった、とする。たしかに詔勅の起草を皇帝本人の言葉を代書することとすれば、すくなくとも御史大夫がこれを主要な職掌としていたとは考えにくいものがあり、論者の主張には首肯しうるものがある。

第2章「官僚と官印」は、漢氏においては官印が実際にどのように授受され、どのような用いられ方をしたのか、を考察する。漢代の印章についての研究は、これまで骨董的なあるいは美術史的な関心からなされたものも多いから、蓄積の多い分野に見える。しかし、官印が官僚制度の中でどのように授受され使用されていたのかとなると、ほとんど何もわかっていないというのが現状である。論者によれば、漢代では地方官として赴任するものは宮廷の門で官印を受け取り、離任にあたっては自ら官印を宮廷に返還した。新しく任地に赴く官僚は、自分のために新しく造られた官印を帯びて赴任するのではなく、前任者が宮廷に返却したものを代わって帯びて赴任したとする。これは清朝考証学者の趙翼が、後代すなわち東晋の頃から一任地の官印は一つであり、しかも彼らが生きた清代では任地で前任者から後任者に引き渡さしげなされていたのに対し、漢代では後任者が任地に赴くごとに新しく官印を作って宮廷で下付していたとし、これが通説となっていることに対する大胆な反論である。また論者は、漢代では金属製の官印の文字が一般的には鑄込みによって作られていたとする通説に対し、文献を見る限り印章の作製に関してはほとんどの場合「刻」と記され、「鑄」と記される例は皆無に近いとし、ここから漢代の印章の作製においては、まず無文の印章の本体を鑄造しておいて、必要に応じて印文を鑿刻したのが普通ではなかったか、と想定する。たしかに秦代では印文は鑿刻によったとするのが一般的解釈であるから、この解釈は合理的である。これらの解釈は、従来の通説を完全に覆すにはなお至っていないが、今後根拠のある一学説として参照され続けるであろう。簡牘資料を用いた官印使用の具体像も、おおむね肯定できる結論である。

第3章「大谷大学図書館禿庵文庫所蔵の中国古封泥」は、大谷大学学長でもあった大谷瑩誠が収蔵し、現在は大谷大学図書館が寄贈をうけて所蔵する中国古代の封泥の実物につき、調査・分類したものである。中国秦漢時代の印章は紙の上に押す現在の用い方とは全く異なり、乾ききらない粘土にこれを押しつけ、まさしく「封印した」ことを示すために用いた。その印章が押された粘土片を封泥と呼ぶ。禿庵文庫の封泥コレクションは計262点に及び、日本においては東京国立博物館に次ぐ点数であるにもかかわらず、これまで詳細な調査がなされたことがなかった。論者ははじめてこれを本格的に調査し、例えばこれらは山東地方での出土品であろうとの推定を加えた。漢代官僚機構の解明に直接寄与するものではないが、今後は封泥研究において必ずや引用され続けるであろう。

第4章「光禄勳一特に大夫を中心として」は、光禄勳という本来は宮殿警護を担当した官職、ならびにその属官であった大夫という官職について、管見のかぎり世界で初めて本格的に考察したものである。

論者は特に光禄勳の属官であった大夫、なかでも漢代の前半期すなわち武帝時代までのそれに注目する。大夫という官職にも変遷があるが、おおよそこの時代には太中大夫、光禄大夫（中大夫）、諫大夫からなっていた。論者は当該時期において、大夫は皇帝のブレーンとして皇帝権の強化をはたす大きな役割を担っていたという。この時期には皇帝によって諸王の権力を抑制する政策が採られ、これが呉楚七国の乱となって表面化したことは周知の通りであるが、論者がここで始めて明らかにしたように、皇帝に諸王権力の抑制について献策した中心人物は、すべて大夫という職にあった官僚であった。呉国・楚国を削るべしと献策した鼂錯は、中大夫在任中にこれを主張したのであったし、同じく諸侯勢力削減策を説いた主父偃も中大夫在任中にこれを主張した。さらに諸侯勢力削減策を主張し始めた張本人の賈誼も、太中大夫の任にあった時にこれに関する献策を行っていた。これらの事例をもとに、大夫は支配権の強化を望んだ歴代皇帝にとって最も有力な協力者であった、と論者は結論付ける。さらに前漢末期になると皇帝のブレーンが別に形成されたことによって、大夫の政治顧問としての機能は相対的に低下すると論ずる。論者はこの結論を導くにあたって膨大な関係史料を渉猟している。これは学界においてすでに好評を博したものであり、その結論は首肯しうる。

以上述べたように、本論はすでに蓄積の著しい漢代官僚機構の研究において、いくつかの新知見を加えたものとして、高く評価できる。しかし、以下のような問題があることも指摘せねばならない。第1には、本論には「結論」に当たる部分が残念ながら見られない。第2には、典籍資料に密着しながらも、時として勇み足ともいえる拡大解釈が見られる。学術用語についても、さらに適切な選択が必要であろう。しかしこれらの諸点は、論者自らによって克服され、今後大きな中国古代官僚機構研究となって結実するものと期待できる。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2002年9月25日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。